

間を終わらせていただきます。

○中川國務大臣 今まさに、この大法案の御審議と次期交渉に向かって臨む方針との二つの大きな作業を、国会の場でも、また政府としてもやつておるわけあります。これは、全く別のものではなく、むしろ整合性のとれた、同じ方向を向いたものであるというふうに考えております。

つまり、将来にわたって国民の安定的な食料の供給、そのための農業、農村の果たす役割、これは生産面だけではなくて多面的な機能、あるいは、我が国が強く主張しております今申し上げた二つを初めとして、先生御指摘の輸出国と輸入国とのバランスの問題等々、基本的な考え方については先日公表したところございますが、両方もこれは大事であり、そしてまた、これは密接不可分のものであるというふうに考えております。

そして、さらにもっと根本的な部分で共通するところは、両方ともいわゆる国民的なコンセンサス、合意が大前提にあるということございま

す。そういう意味で、この大前提をつくり上げていくために、この場での御論議を初めといたしまして、農業関係者だけでなく、消費者あるいは経済界、あらゆる立場の国民の皆さんの御意見を聞き、そして御議論を通じていわゆる国論の統一を図つて、新しい食料・農業・農村基本法の実施、そしてまた次期交渉に臨んでいきたいというふうに考えております。

○金田(英)委員 ありがとうございました。

終わります。

○鶴橋委員長 次に、小平忠正君。

○小平委員 おはようございます。

いいよ基本法審議に入ります。二十一世紀に向かっての大法案ですので、しっかりと我々もこれから構えていきますので、政府としてもその点ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。まず、基本法に入る前に、私は少しく所見を述べさせていただきます。

現下の農業情勢は、我が国はもちろんですけれども、国際問においても激動の連続で、まさしく重要な局面に今立たされております。WTO次期農業交渉を来年に控えて、今まさに事前交渉がありません。三十分

水面下熾烈な展開、各国とも自国の農業を守るために国益をかけていろいろと外交を展開している、私はこう思います。それはそれで御苦労さんであります。私は、このWTO交渉を前にして今から憂えていますことは、次期交渉において特に食料輸出国から我が国に対し、農業保護の削減を求める声がさらに強くなる、言うならば外圧が強まるることは必ずある、このように思います。しかし、これを受け入れることは、すなわち我が国の農業の崩壊につながる、このように指摘をし、また、これはそ

ういう圧力が来ることは火を見るより明らかである、こんなふうに考えます。こういう状況の中で、これは済んだことではありますけれども、政府は昨年暮れに唐突にも、米の関税化に移行する、この政府決定がなされました。今国会でその関係法の整備を強行し、関税化が四月から実施されたわけであります。我が党は、この関税化移行については、国民的な合意がまだ十分でないこと、それから過般の委員会を通じても国内対策が十分に示されていないということが、もう一点は、WTO次期交渉において政府の戦略、すなわち高率関税にするから関税化は大丈夫なんだ、ではその高率関税を堅持するかといふ姿勢が不明確である、こういう点を考慮して、私どもは現時点での関税化移行は時期尚早、拙速である、このように判断をし、反対をいたしました。

私がこのことを申し上げたのは、こういう我が国農業の基盤である稲作農業の存立にかかる重きである、このように判断をし、反対をいたしました。私がこのことを申し上げたのは、このように私は少しくお願いをしたいと思います。

序が逆なことが行われてきました。私は、冒頭にこのことをまず指摘しておきたいと思います。

これについて政府の見解も問いたいのですけれども、きょうは時間がありません。三十分という短い時間でありますので、これは私の強い

六年当時の農業あるいは日本の社会状況をも含めて、あるべき農業、農村の姿というものをいろいろと考えて先人たちが基本法をつくったわけですからあります。これはこれで当時の情勢の中でできる限りいいものをつくるという中で大変国会でも長い御審議をいたいたというふうに聞いております。

そういう状況でございますが、先生御指摘のように四十年近くたつて社会情勢あるいはまた日本の経済情勢、さらには日本の置かれておる世界的な立場、そして何よりも日本の農業、農村の置かれておる現状というものが大きく変化をしてきたわけであります。その中には、もちろん所得面でござりますから、いろいろな変化あるいは生活基盤面で向上が見られるとかあるいは生活基盤面で向上が見られるとかいった一定の成果もありますけれども、先生御指摘のようなことも含めまして多くの問題点あるいはまた新しいニーズ、新しい問題点も出てきたわけでございます。四十年という長い期間でござりますから、いろいろな変化あるいは予想を上回るような課題が出てくることも結果的にはあります。

具体的に申し上げますならば、自給率の大幅な低下や農業就業人口の減少、高齢化、過疎化、こういった問題、さらには国際化の進展そして国民の食生活の変化といった問題。さらに新しい問題としては、環境面を含めた農業の多面的な機能に対する国民のニーズ、そして将来の国民の食料に対する不安といいましょうか、このままの自給率で果たしていくんだろうかといったような国民的な不安もあるわけでございます。

そういういた問題点も非常に大きな存在となってきたわけでございまして、そういう意味で、現時点で過去を総括するならば、四十年の間にいろいろな変化によっていろいろな問題が新たに発生し、また新たな課題の解決によって明るい将来が実現できるというような形の施策もいろいろな点から講じいかなければいけないし、いけるといふ面も我々考えておりまして、そういうようないろいろな要素を今総括し、決してなし崩しとか

業・農村基本法の審議を行うという、まさしく順序が逆なことが行われてきました。私は、冒頭にこのことをまず指摘しておきたいと思います。これについて政府の見解も問いたいのですけれども、きょうは時間がありません。三十分という短い時間でありますので、これは私の強い

農政改革大綱を見ましても、現行農業基本法総括についてはほとんど言及されておりません。これではなしほり的な方向転換と言われても仕方がない。

我が農業の現状にかんがみ、その反省のもとに二十一世紀を見据えた新しい農業基本法をつくるのだという真摯な姿勢が政府にはおありなのか、またこの基本的なことについて、大臣、お答えをいただきたいと思います。

○中川國務大臣 まず、我々は過去の、昭和三十

無反省にというようなことは我々毛頭考えていないつもりでございますけれども、結果的に過去を振り返るならば、今申し上げたようなことになりますかというふうに考えております。

○小平委員 私は、そういうことをあげつらうのではなくて、せっかくつくる基本法が、二十一世紀に向かってこういう農業の憲法、基本法をつくりました、これにのつとつて信頼していいんですねという信頼感を与えることができなければいかぬと思うんです。ところが、三十八年前の現行基本法の今日までの足跡の中でそれがなし崩し的にいろいろな変化の中で変わつきましたが、それではそれで、基本法はあつたけれどもしかしこうなつた。ですから、これをつくるときにこうだつたからこうという、そのもつと真摯な反省、総括というものを政府から出すことによって、私は国民が今度の新しい基本法にまた大きな期待寄せていただけ、そう思いますので指摘をしていります。

特に、平成三年ですが、当時の近藤元次農水大臣が閣議後の記者会見でこの基本法のことに触れ、見直しを含めて新しい時代に向かつてこれを検討する必要がある、こう言われて、あれからもう随分たちました。その間ウルグアイ・ラウンドのいろいろな交渉事もありましたけれども、今までやつとその舞台に入ったわけですから、この機会にしつかりと進めることが大事だ、そういう思いでお話ししております。

それで、大臣、本会議で、非常に優秀な役人がつくれた答弁を長々と棒読みされましたのでよく聞き取れなかつた面もありますけれども、この委員会ではそういう役人作成の答弁は必要ありませんから、ぜひ大臣の肉声といいますか、お考えをお聞きしたいので、長い答弁は必要ないですから、私も時間がありませんので、簡潔に御答弁をいただきたいと思います。決して本会議の繰り返しにならないようにお願いします。

さて、法案についてであります。時間がないので、この後これから審議が重ねてありますから、

そのときに、私も含めて同僚議員から、またいろいろなサイドから、角度から質問しますので、どうかというふうに考えております。

○中川国務大臣 平成十一年五月十三日

まず一点は、食料の安定供給の確保、言うならば自給率の問題です。昭和三十五年当時は自給率が七九%にも達しておりました。しかし、その自給率も平成九年では四一%にまで落ち込んでしまつた。一方で、先進諸国では七〇ないし八〇%から、国によつては一〇〇%を超える、二〇〇%近いところもあるといふ状況の中、我が国の自給率はもうお詫びにならない。食料安全保障の観点から、私は大きな不安を抱いておりります。

食料・農業・農村基本問題調査会の議論では、食料自給率を政策目標にすることについては賛否両論があつたと伺つております。そのため今回の法案でも、せっかく食料自給率目標設定を基本計画に掲げながら、わざわざ農業生産及び食料消費に関する指針とか関係者が取り組むべき課題というタクレジットをつけることで政府の責任をあいまいにしてしまつて、こう指摘せざるを得ません。これは、現行の基本法でも行われている農産物需要及び生産の長期見通しに示される自給率の指針とどこがどう違うのか疑わざるを得ない。

私は、自然環境や生態系の保全並びに食料に対する安全性が強く要求される今日、農業をめぐる基本として世界の食料安全保障に寄与する、このことが有する多面的、公益的機能を増進するためには、本来各国有する普遍的な権利ともいべき権利を明記して、そして国内生産を確保するためには、集落の崩壊にもつながる社会問題にも対して、自給率の設定の仕方、考え方について、もう少し掘り下げて議論したいのであります。次にまた機会があると思いますので、また重ねて質問いたします。

要は、五年ごとの基本計画でもつて云々するんではなくて、この本文の中に明快に、自給率の向上を目指すんだという、パーセンテージまではないにしても、そこまでは要求しないにしても、少なくとも自給率の向上を目指すんだという、それをまず上げて、そして数値は五年ごとのこの基本計画で持つていくという、そういうことをしなければあいまいもこになつてしまつ、そういう意味で私は申し上げているのであります。このことはまた、ひいては国内農業生産の維持発展

あくまでも国内の農業生産を基本として、しかし現状ではこれだけではとても無理だということになりますが、一方、政府がこの法律に基づいてつく基本計画の中で、自給率の目標というものを設定するわけであります。これはもちろん、自給率を上げていくことが当然の前提でございます。これまで続いているという状況を何としても打破していくことが、国内的な安定供給、平時、不測時を含めた安定供給だけではなく、条文にもありますように、「世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ」という、法律条文にもわざわざ書いてあるわけでございますけれども、こうしたことから、自給率の向上といふことを基本的な考え方とした上で、条文であり、それに基づいてきつちりとした形で基本計画を定め、その中に自給率という数字を品目ごとにまたきちんと書き込んでいきたいというふうに考えております。

○小平委員 時間がありますれば、この政府案に對して、自給率の設定の仕方、考え方について、もう少し掘り下げて議論したいのであります。次にまた機会があると思いますので、また重ねて質問いたします。

要は、五年ごとの基本計画でもつて云々するんではなくて、この本文の中に明快に、自給率の向上を目指すんだという、パーセンテージまではないにしても、そこまでは要求しないにしても、少なくとも自給率の向上を目指すんだという、それをまず上げて、そして数値は五年ごとのこの基本計画で持つていくという、そういうことをしなければあいまいもこになつてしまつ、そういう意味で私は申し上げているのであります。このことはまた、ひいては国内農業生産の維持発展

にもつながつてきますので、私は、自給率の向上というものは大事な要素だと思ってますので、指摘をしているところであります。

さて、次に進みますが、農業の持続的な発展並びに農村の振興に関する施策、こういう条項があります。一つは、大宗を占める一種兼業農業と專業農業との区分であります。もう一つの区分という

のは、中山間に見られる条件不利地農業と平地農業との違い、これがあると思います。この後段の条件不利地域、平地農業のことではありますけれども、この条件不利な中山間地域の農業については、地域社会を守ることはもちろん国土保全の見地からも重要であり、直接所得補償等の施策を講ずることは、これはもう肝要であります。と同時に、平地農業にも経営安定対策はしっかりと講ずるべきだと思います。特に、兼業農業の機会もなく、これは大臣もよくおわかりだと思います。と同時に、平地農業にも経営安定対策はしっかりと講ずるべきだと思います。特に、兼業農業の機会もなく、これは大臣もよくおわかりだと思います。

農業というものは、申し述べたように、さまざま特質を異にしており、農政は画一的なものであつてはならない。国と地方とがそれぞれ対等な立場で地域にふさわしい農政の確立を進めることが必要と思いますが、これについてはいかがでありますか。

○中川国務大臣 平地農業についての何らかの経営安定対策という御質問ですが、先生も私も同じ北海道ですから、平地における専業大規模地帯の悩みというのもお互い知つておるわけでございります。

○中川国務大臣 もう先生も既に法律案の条文はお読みでございますから、できるだけ簡潔にお答えしたいと思います。

域としての位置づけとして中山間地域等ということで法律上の仕切りをさせていただいているわけでございます。平地においてもいろいろな経営安定対策を講じていくことは、これはもう当然のことであり、これからいろいろとさらに、今までもやつてきましたがござりますけれども、新しい法律のもとで、市場原理の導入とか、そういう新しい手法も導入されますので、新しい経営安定対策も当然、価格変動対策等々、いろいろと講じていかなければならぬというふうに考えております。

また、いわゆる直接支払いの話につきましては、これはあくまでも条件不利ということが大前提でございまして、その場合の条件不利ということについては、中山間地域等というふうに必ず等が入っておりますから、中山間地域以外は入れないというふうに今から断言するつもりは毛頭ございません。むしろ、中山間地域以外でも条件不利地域があつた場合には、それに対する対策としてどういうものがあるかということは今後の検討事項であろうというふうに考えております。

○小平委員 いろいろと政府にお尋ねしたい点が多々あります、今申し上げましたように時間がきょうはありませんので、それはこれから審議にまためだねたいと思います。

最後に、農業の存在意義というものは、国際市場の価格によって決められた相対的有利性、よく言われるコンパラティブアドバンチージですか、そういうものによつて左右されるものではなくて、生活文化の根底に農業があるという認識をはつきりと持つべきだ、人間の生命に欠くべからざる食べ物のとうとさを、そして稻作文化に代表される農業が、日本人の心、すなわち日本文化を基本で支え、今日の我が国日本をつくってきたことをここで改めて再認識すべきであると私は思います。

そういう意味において、これからつくる新しい食料・農業・農村基本法においては、以上の精神

にのつとつて、農は国の基なり、このことを高らかにうたい上げた前文をまず冒頭に入れて、そしてそのもとにこの法律に入つて、私はそう思つてあります。今のような点を含めて、大臣はそこのところをどうお考へでしようか。

○中川国務大臣 法律の前文というのは、法律を提出し御審議いたく理由、事情あるいはまたその法案の基本的な考え方、理念が記述されるのが通常であります。今度の新基本法におきましては、理念はまさに基本理念として、たしか二条から五条までの四つの理念として明示されておりま

すし、また提案に至つた理由につきましては、提案理由説明の中で御説明をさせていただいたわけでございます。

そしてまた、あくまでもこれは基本法といいまして、先生が先ほどから御指摘されておるような趣旨、あるいは我々も考えておるような趣旨を実現するためには、実体法がなければ現実にはできな一部分もございます。そういう意味で、こういう基本的な部分については、この法案の四十数条の条文の中に盛り込まれておるものというふうに考えております。

したがつて、先生が御指摘になつたような基本的な考え方そのものがまさにこの基本法の条文の中に明示されておるというふうに御理解をいただきたいと思います。

現行の農業基本法ではもちろん前文がございませんけれども、最近のいろいろな基本法ではいわゆる前文というものは置いていないというものが、先ほども申し上げたような理由から、そういう事情でありますので、ぜひそのところは、胸襟を開き、真摯に協議をして、審議を尽くしてすばらしく法律ができるよう、このことをまず願います。ありがとうございました。

○小平委員 確かに最近の傾向としては、基本法に前文がないのが流行なようであります。でも、

今大臣がいみじくも答弁された、この法文の中

にそれが盛り込まれていて、また説明にもそうい

うものがついている。それは、確かに法文の最

後に理由として説明が出ていますね。であるなら

ば冒頭に、やはり法律というものは一般の人間にわたりやすく、まずそれをしっかりと訴えて、そして感動を与える、そのことをまず考えるべきではないでしょうか。

そして、第一章、第一条と入つていて、それが大事であつて、ただ無機質に機械的に法律をつくつていくのではなくて、せつかくそういうことで二十一世紀を目指す新しい基本法に持つていいなら、今の傾向がどうであれ、今の大臣のその趣旨にのつとつてしっかりと前文をそこ

にうたい上げて、農は国の基なり、そのことがはつきりとわかるようなそういう文言を盛り込ん

だ前文をつくつて、そして各条項に入つていく、私は、そのことが意義があり、また大きな効果を持つと思っていますので、強く主張をしていようと

ころであります。

いずれにしましても、いよいよきょうから実質的にこの基本法の審議が始まりました。我が党としても、これから数次にわたる委員会審議を通じて我々の考え方も政府に申し上げ、また、この法律が、与党だから賛成、野党だから反対、そうじやなくて、できるならばこの法律は全会一致で、満場一致で賛成してつくり上げて世に送り出す、これが二十一世紀を見据えた新しい基本法にふさわしい形である、こう私は信じています。

そのためにも、はつきり言つて不備があるこの今、政府案に対し、私どもは修正を求めていく考え方でありますので、ぜひそのところは、胸襟を開き、真摯に協議をして、審議を尽くしてすばらしく法律ができるよう、このことをまず願います。

○鶴橋委員長 次に、宮地正介君。

○宮地委員 きょうは限られた三十分という各党一回りの質疑、こうしたことなどございますので、要点的な骨太の質問を少し大臣と対でさせていただきたいと思います。

今回のこの新しい農業基本法、この国会提出に

当たりまして、まず一つは、現行の農業基本法、昭和三十六年に成立をしたこの法律について、この三十八年間、特に自民党政権の時代が長く続いて、この農業基本法をもとに我が国の農業政策をやつてきたわけです。

しかし、この三十八年間を総括してみると、確かに時代の変革も大変にスピード、そして大きなか変化があつたわけであります。しかし、結果として、あの農業基本法ができたころの我が国の食料の自給率は七九%、しかし平成九年ベースで四一%に落ち込んでしまつた。簡単に言えば

年に一%ずつ落ちて、三八%落ちた。これは我が国にとつて大変な危機的な状況に今陥つてゐる。

このことに対する認識と、自民党政権が長きにわたりて続いてきた中でとつてきた農業政策の一つの憲法であるこの基本法を、果たして本当に国民の期待に沿つた基本法として有効的に活用してきてののかどうか。

やはり、まずしっかりと反省の上に立つて、次の二十一世紀に向けての日本の農業をどう抜本改革して再生させていくか、その新しい憲法の、今度は改正でなくして、これは新法というスタートですから、言うなれば、今までの基本法は新法の成立と同時に廃止されるわけですから、私は、これは大変重大な、大きな日本農業の分岐点であろうと。

まず、その点について、一つは、中川農林水産大臣が、今までとつてきた三十八年間の我が国の農業政策についてどう総括されているのか、この点についてまずお考えを確認しておきたいと思います。

○中川国務大臣 当時のことを、当時制定にかかつた大先輩の方々に聞いたことがありますけれども、当時、とにかく敗戦からやつと立ち直つて、高度経済成長の時代に入つた直後であります。そういう中で、依然として、農村人口が非常に多くて、規模也非常に小さくて、そして生活水準も非常に厳しい、そういう状況は何としても是正して

いく。

五

それから、先生から御指摘がございましたように、自給率は確かに昭和三十六年当時で七九%になりましたが、たしかにまだ米は一〇〇%自給までは行つていなかつたというふうに私は記憶をしております。米だけではなくて、ほかの主な作物をもつとつくつていこうということありますから、これは米を一〇〇%自給する目的であつたわけではないわけでございますけれども、そういう社会情勢にあつた。

そういう中で、都市と農村との生活水準の格差は、あるいは農業と他産業との所得格差のは是正、あるいは農業そのものの経営規模の拡大、生産性の向上、自立經營の育成等々を目指したわけでございます。

その結果、成果を上げた点を申し上げますならば、生産性が向上いたしました、あるいはまた一世帯当たりの所得が勤労者並みになつてきました、あるいは生活インフラも一定の向上が見られたといふような点があります。

しかし他方、生産性は上がつたけれども、他産業はもつと上がつたということで、決して格差が埋まつたと言い切れる状態にはない。さらにはまた、インフラもまだまだ都市に比べれば未整備の部分が大きい。そしてまた、自給率の大幅な低下、就業人口の減少や高齢化、過疎化といった問題が生じております。

これは、政府・与党的責任であつたといえど、それは全くなかつたとは私も申し上げることはできませんけれども、これは何といましても、もう一つの要素としてぜひ御理解をいただきたいのは、それもあつたということを認めた上で申し上げさせていただきたいと思いますけれども、やはり自然、生き物相手の大手な産業活動であつた、経済活動であつた。

それから、やはり消費者の嗜好といいましょうか、端的に言えば食生活が、所得の向上とともにいわゆる穀物中心から肉食その他にウエートが移り、また、いろいろな品目をお金さえ出せば世界じゅうから買えるようになつたというような食文

化、食生活の変化等もあつたということもござい

まして、つい最近の平成五年の大冷害がございましたが、たしかにまだ米は一〇〇%自給まではございませんでしたし、社会のそういう文化、食生活の面であります。

もう一つつづいていこうということでありますから、これは米を一〇〇%自給する目的であつたわけではないわけでございますけれども、そういう社会情勢にあつた。

そういう中で、都市と農村との生活水準の格差は、あるいは農業と他産業との所得格差のは是正、あるいは農業そのものの経営規模の拡大、生産性の向上、自立經營の育成等々を目指したわけでございます。

その結果、成果を上げた点を申し上げますならば、生産性が向上いたしました、あるいは生活インフラも一定の向上が見られたといふような点があります。

しかし他方、生産性は上がつたけれども、他産業はもつと上がつたということで、決して格差が埋まつた言い切れる状態にはない。さらにはまた、インフラもまだまだ都市に比べれば未整備の部分が大きい。そしてまた、自給率の大幅な低下、就業人口の減少や高齢化、過疎化といった問題が生じております。

これは、政府・与党的責任であつたといえど、それは全くなかつたとは私も申し上げることはできませんけれども、これは何といましても、もう一つの要素としてぜひ御理解をいただきたいのは、それもあつたということを認めた上で申し上げさせていただきたいと思いますけれども、やはり自然、生き物相手の大手な産業活動であつた、経済活動であつた。

それから、やはり消費者の嗜好といいましょうか、端的に言えば食生活が、所得の向上とともにいわゆる穀物中心から肉食その他にウエートが移り、また、いろいろな品目をお金さえ出せば世界じゅうから買えるようになつたというような食文

化、食生活の変化等もあつたということもござい

まして、つい最近の平成五年の大冷害がございましたが、たしかにまだ米は一〇〇%自給まではございませんでしたし、社会のそういう文化、食生活の面であります。

もう一つつづいていこうということでありますから、これは米を一〇〇%自給する目的であつたわけではないわけでございますけれども、やはり食料の重要な性という

ことは困難になつたということで、そういうことを見据えた形での新しい基本法を御審議いたしました。

総合的な意味で、現行基本法では今後の農業あることは困難になつたということで、そういうことを見据えた形での新しい基本法を御審議いたしました。

このように、我が国として世界は新しい事態に直面しており、これに対応し得る食料・農業・農村政策を開拓することが求められていました。

そこで、農業、農村に期待される多面的機能もいかないかといふよりも受け取られる向きもあります。

非常にここは重大なところを指摘されて、既に七年間にこの展開を農水省の皆さんに御苦労されて国民に示している。

確かに、この中の一部については理念なり方向としてこの法案にも盛り込まれておる。しかし、やはりこの視点というものは、これから自給率の向上を目指す我が国農業政策の抜本改革をしていく上の大変重大な視点である。

我が國の国民の食料の安全保障ももちろん大事ですけれども、これからは世界の食料安全保障にも我が国が先進国として国際貢献をしていかなくてはならない、そういう時代にもう今入つていい。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどいう理解をしている一人なんです。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどという理解をしている一人なんです。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどという理解をしている一人なんです。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどという理解をしている一人なんです。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどという理解をしている一人なんです。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどという理解をしている一人なんです。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどという理解をしている一人なんです。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどという理解をしている一人なんです。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどという理解をしている一人なんです。

確かに、国際貢献については今回の法案にも入っています。しかし、なぜこここのところをもなんなどという理解をしている一人なんです。

日から御審議をいただいているというふうに私は理解させていただいております。

○宮地委員 きよは、大臣、同じ政治家ですか

ら、時間も限られていますから、余り事務方を煩わさないで、政治家同士で骨太の議論をしたい

というのは私が最初申し上げたとおりですから、大臣の政策家としての基本的な考え方なり哲学なり姿勢を遺慮なく国民の前で披露してもらいたいのです。これが今一番大事なんですから。先ほど官房長が言ったことは、私は全部読んで知っていますよ。ですから、初めに言つたのです。

そこで、もう一つ大変大事なことは、問題は、自給率が今四一%まで落ち込んでしまった。確かに、今回の法案の中に、十五条の一項の二にきつと、基本計画の中で目標を設定すると出ています。四つの理念、それから基本計画、ここで実施計画、こういうものをこれから五年を目途にくる、自給率についても目標を設定する、こうなっています。

ところが、大臣御存じのように、この自給率を一%引き上げるのも大変なんですね、今の状況は。これは、生産者段階の御努力だけでは解決しない問題です。法案の中にも書いてあります。消費者団体、消費者の理解、国民の理解。本当にこれは内閣が総力を挙げて取り組んでいく重大な課題なんですね、この自給率の向上という問題は。

今、先進国の中でも最低の状態です。できるだけ早い時期に五〇%のファイティ・ファイティーまで引き上げるというのは、我が国における食料の危機管理政策ぐらいの重大な問題であつて、内閣を挙げて、内閣が総力戦でこの自給率の向上に取り組むくらいの決意が必要であろう。そうしなければ、今この法律が通つて、これからこの食料、農業、農村の、総理大臣の諸問題でいろいろ審議して、そして基本計画をつくつて目標を設定して、今言われているような五年、十年ぐらいいのスタンスで五〇%ぐらいに引き上げる、こ

ういうことだけでは達成は大変難しいだろう。

大臣、あなたも小渕内閣の主要閣僚の一人で

す。私は、国会が責任を持ち、内閣が責任を持ち、国会はまさに国民の代表機関ですから、やはり国会と内閣が総力戦で自給率の向上に向けて、

例えば五〇%なら五〇%の目標を、今農水省の皆さんは十年くらいというような悠長なことを考

えているけれども、私は、五年なり七年ぐらいで達成するぐらいの、この難攻不落の戦略をどう内閣がつくり上げていくか、これは大変重大な問題であります。あろう、こう思つておりますが、まず大臣、この点について、大臣の御決意なりお考えはどういうふうに持たれているのか、確認しておきたいと思

います。

○中川國務大臣 先生御指摘のとおり、現在も、それから将来に対しても日本の食料の自給というものが非常に低く、そしてまた将来に対しての不安があります。

この条文で、国民に対して、国内生産を基本としなければならない、これは義務規定的に書かれ

ておるわけでございます、この基本理念が。一方では、自給率の目標を基本計画で定めなければなりません。これは、国内の生産が基本になつていないと言わざるを得ないのが現状だらうと思います。カロリーベースで四一%、しかもそれがさらに、先生のお言葉をかりれば、年一ポイントずつ下がつてきたという現状を見れば、国内生産を基本としている現状を、何としても国内生産を基本としなければならないという基本理念のもとで基本計画をつくつていくわけでございます。

そして、これについては政府がつくるわけでござりますから、政府が責任を持つ大事な目標であり、政策なわけでございます。

しかし、それは政府だけではできないということは先生からも御指摘がございまして、国会での、こういう場での法律案の審議を通じ、また年次報告等で進捗状況的なものもこれから御報告することも法律で決められておるわけでございまし

て、そういう意味で、この法律は国会で御承認をいただき、それに基づく実施計画的基本計画に

ついては、それに基づいての行政の責任においては、

國民各位の御協力あるいは場合によつては

定的な国内生産を基本とした食料供給の実現に向

けて努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○宮地委員 国内生産を基本にしてというのは、私も大賛成です。

要は、これは、政府といつても具体的には今農水省マターの問題として御努力の規定になつてゐるわけです。私は、そうではなくて、内閣全体として、例えば、農水省は今厚生省といろいろ打ち合わせもしているようです。さらには、厚生省だけではない、内閣全体、例えば消費者の問題であれば国民生活局、経済企画庁も巻き込まなければいけない。

しかし、私は、本当に内閣全体としてこの食料自給率の向上に向けて総力戦で戦略的にやるといふことであるならば、むしろ内閣の中に食料安全保障対策室みたいなものをつくる、そこから内閣全体としてこの自給率の、例えば当面五〇%なら五〇%と設定して、それでは何ができるんだと

いうことで、内閣全体がやはり総力戦で取り組んでいく。まず、そうした仕組みをつくる。また、国会もただこの法案を審議して通すだけではな

く、やはり何らかの形で国会が責任を持つた対応

をしていくべきではなかろうか。

これについては我が党としても考え方を持つて

おりますから、きよはこの場では申し上げませ

んが、やはり国会もそうした国民の代表としての責任を持つた対応をする。内閣も内閣の中枢に仮称食料安全保障対策室のようなものをつくる、その中枢は自給率の向上を目指す、それに伴うあ

るゆる改革、あらゆる施策を、農水省を中心として政府が総力戦で戦略的にやつていく。そのべ

スに国内生産を基軸にする。これは当然です。

そういう考え方について、大臣はどう考へられるか、お伺いしたいと思います。

○中川國務大臣 文字どおり、こういう現状の中

で、国内生産を基本として自給率を向上させていくことになりますと、一農林水産省だけで

御努力もいたしかねばならないということをもつて、この現時点あるいは将来にわたつての安

定的な国内生産を基本とした食料供給の実現に向けて努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○宮地委員 せひ内閣が総力戦で戦略的に取り組んでいく。そうした仕組みなり機構というものも具体的に内閣の中に設置をしてこの問題は取り組んでいく。これがなければ、実効性の上がる自給率の向上は実現が大変難しいであろうときようは提言をさせていただきたいと思います。

もう一つの大重要な視点は、時間があれませんが、本日から地方分権の問題がいよいよ国会で審議をされます。やはり国と地方の関係において、この法律の中にも役割分担が書かれておりまますが、さらにこれを強固に、地方分権の推進の中で、地域の活性化、集落の活性化、こうした問題とこの農村の活性化、再生という問題は表裏一体のものであろう、私はこう考えておりますから、この地方の分権と一体の中でどう農村地域の活性化を、再生をしていくか、この視点もしっかりと魂に入れて私は取り組んでいただきたい。

また、先ほど中山間地域のデカップリング制度の導入についても、いわゆる中山間地域等ということで、等の中へハンドレイヤップのある地域においては十分にこれはWTO協定の緑政策を踏まえて対応する、こういう大臣答弁もありました。この等の中に、北海道のああいう豪雪地帯とか寒冷地帯とか、平坦な地の中においても相当なハンドレイヤップを負つて、一生懸命生農農家として励んでいる。励んでいるけれども、例えば米についても、先日も申し上げましたが、六十キロ当たり一万二千円を割るような、つくればほんの赤字経営になるようなハンドレイヤップをしようとした、そういう地域も現実に我が国にはあるわけですから、ぜひこの等というところで、中山間地域のみならず、全国のこうしたハンドレイヤップの地域を総点検していただいて、そしてWTO協定の緑政策にきちっと合致するような方向で、思い切ってここについても、私はこの際、全力を挙げて検討してもらいたい。

この点について要望すると同時に、一言で結構ですから、大臣の決意を伺つて質問は終わりたいと思います。

○中川国務大臣 二つだけ、一言ずつ申し上げさせていただきます。

地方との関係におきましては、条文にもありますように、適切な役割分担ということで、一言で言えば対等な関係にある。それから、条件不利地域、中山間地域等条件不

利地域ということにつきましては、典型的な例、主な例が中山間でございますけれども、等といふ

ことは先ほど申していないので、それだけではな
るわけであります。それについても考へるとい
うわけであります。それについても考へるとい
うわけであります。それについても考へるとい
うわけであります。

いんだということで、等についても検討すること
はあるということございまして、北海道の例を
先生が御引用いただきましたので、そういう意味
で、等という中には中山間地域だけではないとい
うことが私自身も頭の中に実はあるわけでござい
ます。

括では小淵総理の出席も担保しておりますので、
先ほどの質問など、さらに総理ともぜひこれから
の日本の農業の抜本改革については議論をさせて
いただきたいと思います。

○宮地委員 この委員会において、締めくくり総
括では小淵総理の出席も担保しておりますので、
先ほどの質問など、さらに総理ともぜひこれから
の日本の農業の抜本改革については議論をさせて
いただきたいと思います。

きょうは限られた時間でございました。大変あ
りがとうございました。

○藤田委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 この食料・農業・農村基本法案
というのはいわば農業の憲法だという御発言が先
ほどもありました。私もそう思う。

そして、このことは国民の命と国の主権にかか
わる大変重大な問題であります。その法律であり
ます。だからこそ、私はこの法案の審議に入る
前に、総理にまず質問をできる、そういうことで
あります。現基本法の質疑のときも、五回にわ
たって総理が出席をされ、その質疑に参加をして
おられるわけであります。国民が期待をしている

そういうものになるのかどうか、総理としてその
責任を持てるのかどうか、そういう点では、総理
のこの委員会への参加ということ是非常に大事であ
ります。

この点について要望すると同時に、一言で結構
ですから、大臣の決意を伺つて質問は終わりたい
と思います。

○中川国務大臣 二つだけ、一言ずつ申し上げさ
せていただきます。

地方との関係におきましては、条文にもあります
ように、適切な役割分担ということで、一言で
言えば対等な関係にある。

それから、条件不利地域、中山間地域等条件不

は、委員長にあらねる理事懇の約束は必ず守つていただきたいということを、まず委員長にお願いをしておきたいと思います。

○穂積委員長 当委員会の理事懇談会で相談をし
た結果に基づきまして、御質問の趣旨について
は、私もその方向で努力をいたします。

○藤田(ス)委員 それでは質問を始めていきたい
と思います。

私は、まず最初に、この法案の最大の問題であ
る食料自給率引き上げの問題、この点に絞つて
きょうはお伺いをしていきます。

本会議の質問でも指摘をいたしましたが、極端
に低い食料自給率の回復、向上は、食料不足が予
測されている二十一世紀を目前にして、文字どお
り国民の生存にかかる大きな問題であります。

本来、農業に関する基本法であるならば、農業を
文字どおり國の基幹的産業に位置づけ、この食料
自給率向上を基本法の大命題に据えなければなら
ないはずであります。その上で、國の責任で食料
自給率を一刻も早く五〇%へ引き上げて、さらには
六割、七割へと自給率を引き上げていくんだ、
そのことを明記すべきであります。

これに対して本法案は、総則において食料自給
率という字句さえ記載されておりません。まして
や、食料自給率の引き上げが基本理念としても掲
げられていない。なぜ食料自給率の引き上げとそ
の目標理念、目標数值を基本理念に明記しなかつ
たのか、まずお答えをいただきたいわけであります。

それではお伺いいたします。第一条の食料の安
定供給の確保では、今大変もおっしゃいました
が、「国内の農業生産を基本とし」とするだけ
で、食料・農業・農村基本問題調査会の最終答申
で指摘された、可能な限りその維持拡大を図るべ
きであるとの認識、表現が盛り込まれていてないわ
けであります。

○藤田(ス)委員 一%引き上げるのは大変な作業
だ、一%下がつたら大変なことだという認識とは
も高い自給率にしていくことについては、
我々も強い決意を持ち、またそのためのいろいろ
な施策を講じていく決意でございます。

○藤田(ス)委員 一%引き上げるのは大変な作業
だ、一%下がつたら大変なことだという認識とは
も高い自給率にしていくことについては、
我々も強い決意を持ち、またそのためのいろいろ
な施策を講じていく決意でございます。

それではお伺いいたします。第一條の食料の安
定供給の確保では、今大変もおっしゃいました
が、「国内の農業生産を基本とし」とするだけ
で、食料・農業・農村基本問題調査会の最終答申
で指摘された、可能な限りその維持拡大を図るべ
きであるとの認識、表現が盛り込まれていてないわ
けであります。

○中川国務大臣 まず、二条で、国内生産を基本
としてという言葉には極めて重い意味があるとい
うふうに考えております。

先ほどもお答え申し上げましたように、現状、
基本ではないという認識を持つておる私とりま
して、しかも、先ほど宮地先生からも御質問があ
りましたが、一ポイント上げるということは、試
算を聞きましても大変な作業であるということを
言つまでもなく、国内農業生産が拡大しなけれ
ば、食料の自給率は向上することはありません。

農業生産の拡大という課題を盛り込まなかつた

して、その基本理念に基づく基本計画の中
で、自給率の設定という基本計画の中で盛り込ま
なければならない条項があるわけでございま
して、これに基づいて政府の責任において食料自給
率の目標を定めていくわけでござります。

具体的に何%ということになりますと、さつき
なウエーブを占めるわけでござりますから、そ
う簡単に何%ということを、基本法と先生もおつ
しゃいました、農政の憲法たる基本法に何%とい
う数字を書くということは、この基本法の性質上
できぬと言わざるを得ません。

しかし、自給率を向上し、国内生産を基本とす
る食料の安定供給を目指すということについて
は、これは法律に基づいて、各界の御努力、御協
力もいただきながら全力を挙げて努力をし、そし
てその目標を実現し、そしてその先さらに少しで
も高い自給率にしていくことについては、
我々も強い決意を持ち、またそのためのいろいろ
な施策を講じていく決意でございます。

○藤田(ス)委員 一%引き上げるのは大変な作業
だ、一%下がつたら大変なことだという認識とは
も高い自給率にしていくことについては、
我々も強い決意を持ち、またそのためのいろいろ
な施策を講じていく決意でございます。

○藤田(ス)委員 一%引き上げるのは大変な作業
だ、一%下がつたら大変なことだという認識とは
も高い自給率にしていくことについては、
我々も強い決意を持ち、またそのためのいろいろ
な施策を講じていく決意でございます。

ということは、本当にそれで食料自給率の抜本的引き上げを進めるおつもりなのかどうかという疑問

○中川国務大臣 結論から申し上げます。

確かに、素案の中では維持増大という言葉が、国内生産を基本としという言葉になりました。維持増大ということであれば、維持でもいいわけですがあります。あるいは〇・何ポイント上がつただけでもいいわけです。しかし、それでは、先ほど申し上げたように、現時点での国内生産が基本でないという私の認識からいえば、依然として実態上国内生産が基本になつていないにもかかわらず、法文上は維持増大という目的を達成したということになるわけでございまして、私どももいたしましては、より自給率を上げる決意とそのための施策を実施するため、国民的な協力、理解もいたぎながら、少しでも高い数字を実現していくために、維持増大よりも向上の方が、はるかに強い意思そして実行が伴わなければならぬという、より強いものと御理解いただきたいと思ひます。

はどれだけいるでしょうか。
しかも、生産性の向上ということじゃないで
しょう。国内生産を基本としどうのは、答申の中
でも、国内の農業生産を基本に位置づけといふ
ことを書いて、その上で可能な限りその維持拡大
を図っていくべきであるというふうにしておりま
すから、国内生産を基本とするということの規定
は維持拡大を規定するよりももつと明確、的確だ
というような御答弁は全く読めないわけでありま
して、国内生産を基本とするという規定から、あ

政府は食料自給率の引き上げの責務を負つていいのかないのか、その点をもう一度明確にしてください。

ば食料自給率は引き上がっていくわけであります。だから、そういう点では、問題は政府の姿勢いかんにかかっているわけであります。もともとアジア・モンスーン型の気象、水田が中心の日本では大麥飼料米はすぐれた飼料作物になつております。だから、既にもう山形や千葉などいうようなところで飼料米の生産と流通の取り組みが始まっています。こういうところに政府が応援をしていけば、飼料の自給率は上がっていくって食料自給率が引き上げられるのですが、この点については、政府の姿勢はいかがですか。

○高木政府委員 飼料の自給率の向上も全体の食料自給率の向上の上で非常に大きな要素をなす部

したがつて、食料自給率を引き上げるために決定されたなかぎを握っているのは政府です。これらの点について、政府は責任を持つて実施されるおつもりなのかどうか、大臣からお答えをいただきたい。

○中川国務大臣 この法律に基づいてつくられました基本計画において定められた自給率について、その達成については政府の責任であります。

○藤田(ス)委員 私は、具体的に今一つ一つ非常に丁寧に聞いたんですよ。もう一度お答えください。

○高木政府委員 食料自給率目標の達成のための具体的な課題につきましては、政府を初め農業者などの努力につきましてどういうものがあるかと

したがって、食料自給率を引き上げるために決定的ななかぎを握っているのは政府です。これらの点について、政府は責任を持つて実施されるおつもりなのかどうか、大臣からお答えをいただきたい。

○中川国務大臣 この法律に基づいてつくられました基本計画において定められた自給率について、その達成については政府の責任であります。

○藤田(ス)委員 私は、具体的に今一つ非常に丁寧に聞いたんですよ。もう一度お答えください。

○高木政務委員 食料自給率目標の達成のための具体的な課題につきましては、政府を初め農業者などの努力につきましてどういうものがあるかということを今私どもは整理いたしております。

政府の行うべきものということで今検討しておりますのは、生産面につきましては、全体の目標は基本計画で立てますが、具体的に、地域段階におきましてそれぞれの品目の生産努力目標を策定する、それによってそれぞれの地域で積み上がるようにしていきたいというのが一つでございます。

それから、市場原理を重視した価格の形成の実現によりまして、消費者のニーズあるいは需者とのニーズが的確に生産者に伝わるようにしたい、そういうことによって実需に合った生産物が生産され、流通されるようにならないでござります。

また、技術の普及、開発ということによります品質の向上と、収量の安定、向上ということも当然一つの柱でございます。

加えて、生産基盤の強化ということも当然必要でありますし、経営対策あるいは人材対策、こういうことも当然必要なことであろうと思います。

それから、消費面におきましては、健全な食生活の指針の策定がございます。また、食料消費の状況あるいは農産物の供給の状況はどうなつておるかということについて積極的に消費者に情報提供をいたしたい。それから、特に重要なものとして、食べ残しや廃棄の抑制の問題、あるいは日本

あります。

そのためには、歴史の教訓から、政府が責任を持つて取り組んでいく。そのことによって現に上がっているわけです。私は、そういう点では、政局が本当にその歴史的教訓に学んで、本当に腰を据えてやらないと、今幾ら言葉でいろいろとおしゃっても本気になつてやる気があるというふうには思えないのです。

もう一度、大臣お答えください。

○中川国務大臣 自給率向上は、先生も御指摘のとおり、生産者サイドだけではなくて消費者サイドにもあるわけでございます。もちろんある意味では、食料の安定的な供給は、つまり国内生産を維持といつたような基本理念が四つあるわけでありますけれども、あの二つというのは、あくまで食料の安定供給あるいは多面的機能の発展のためのパックアップ的といいましょうか、そういう位置づけの四つの関係でございます。

そういう意味で、我々は、何としても自給率向上し、安定的な国内食料を基本とした政策を実現していきたいという強い決意を持っておるわけでございまして、その実現のためには、最終的な計画目標実現のための責任は政府にあるわけでございますけれども、政府だけではできないので、ぜひ生産者サイドも消費者サイドも御努力、御協力をいただかなければならぬということで、決して責任逃れをしてはいるとか話をそらしているということではなくて、何度も申し上げているところではありますけれども、政府だけではできないので、

○中川国務大臣 今イギリスの例をお引きになりませんか。大臣は、このことをどう受けとめていらっしゃいますか。

そこでやらないければ、食料自給率を引き上げることができないんだということが歴史的教訓ではありますけれども、過去数十年間、先ほど申し上げたようないろいろな食生活の変化等によりまして自給率が下がり続けていたという現状があるわけでござります。

これからも、今御議論があつたような農地の有効利用、あるいは生産性の向上、技術の向上、さらには日本型食生活、そして消費者の皆さんのさらなる、特にお子さんにも私は重要な役割があると思っておりますけれども、国民の食生活の面からもいろいろな御協力をいただいた上で、自給率を少しでも上げていきたいというふうに思つております。

そういうことを踏まえた上で、基本計画に基づく、踏まえた上と云うとまた責任逃れじゃないかというふうに言われますが、基本計画をつくるときには審議会の意見を聞く、審議会は国民的な意見を代表された方々の場でございますから、それを見ておられますから、それ踏まえて決められた目標といふものに対する責任逃れをしてはいるとか話をそらしているところではありますけれども、政府だけではできないので、ぜひ生産者サイドも消費者サイドも御努力、御協力をいただかなければならぬということで、決して責任逃れをしてはいるとか話をそらしているところではありますけれども、政府だけではできないので、

○中川国務大臣 今イギリスの例をお引きになりましたけれども、イギリスは、産業革命の後、十九世紀の初めからいわゆるマルサスとリカードの大論争があつて、そしていわゆる国際分業論といふ政策に転換をして、穀物条例を一八四六年に廃止した結果、一時期は五〇%を割るような状況にまで下がったわけであります。それによりまして、第一次世界大戦、第二次世界大戦で国民は大変な食料危機、まさに不測の事態に直面をして大危機が起きたわけであります。

その後、特に戦後でござりますけれども、イギリスは国土の三分の一近くが平たんでございまして、もともと牧草地あるいはまた小麦をつくりや

型食生活の普及、こういったものに対する国民運動の展開ということも考えております。

ただ、同時に、政策というものは関係者の協力なくしては当然できないわけでございまして、今お話しもありました耕作放棄地の解消とか耕地利用率の向上といったものは、経営政策なり農地の基盤政策というものと相まって、それぞれの地域の農業者が積極的に取り組んでいただからなければならぬ課題であろうと思ひます。これはもちろん、農業団体の運動としても当然必要なことと思つております。

また、コストの低減でありますとか、需要者、実需者のニーズに即したもの的具体につくるのは生産者の方々でございますから、そういったシグナルに応じた農産物の生産供給をする、こういうことについては特段の御協力をいただかなければならぬというふうに思ひます。

また、食品産業の事業者につきまして、農業サイドと連携いたしまして、国産の農産物の販路開拓とか新製品の開発とか、こういったことをし、また、消費者の適切な選択に資するための原産地の表示なり原材料の表示なり、こういったものの徹底していただきなければならないのではないかというふうに思ひます。

また、消費者の方々も、食べ残しや廃棄の発生の抑制なり、あるいは栄養バランスの改善なり、あるいは我が国の食料事情がどうなつてているのかということについての御理解を深めていただく、こういうことも当然必要になつてくると思ひます。

そういうことで、政府はもちろんですけれども、それぞれの関係の方々があわせて一体となつてそれぞれの課題を取り組んでいただくということが図られる、このように考えております。

○藤田(ス)委員 大変長い御答弁でありましたけれども、今の御答弁の中には、結局政府の責任といふものが明確じやないわけです。みんな政策といふものが明確じやないわけです。みんな政策と

いうのは、要するに消費者、生産者、そういう関係者の協力と一体となつて進められるものなん

だ、まるで自分の責任ということがちつとも明らかでない。そこで、私は続けて今度は大臣にお答えをいたしましたが、食料自給率を引き上げてきた世界の国々の事例を見たら、政府の役割が決定的に重要であることがわかるはずあります。イギリスにおいてもしかり、ドイツにおいてもしかりです。

イギリスは、一九六一年には六一%の穀物自給率、ドイツは五三%，当時日本は七六%。今はどうですか。イギリスは一三〇%，ドイツは一八%，日本は一八%なんです。これだけ自給率を引き上げてきたこれらの国に共通していることは、食料の自給率向上の本質は農業生産の振興であります。輸入規制であつたということは政府が責任を持ってやさないで、それを政府が責任を持たなければなりません。これが自給率を引き上げることによってやられることは、農産物価格政策であり、国内農産物保護のための輸入規制であったということです。このことは政

府でしかできないことであって、それを政府が責任を持つてやることによって食料自給率が向上するわけであります。

これからも、今御議論があつたような農地の有効利用、あるいは生産性の向上、技術の向上、さらには日本型食生活、そして消費者の皆さんのさらなる、特にお子さんにも私は重要な役割があると思っておりますけれども、国民の食生活の面からもいろいろな御協力をいただいた上で、自給率を少しでも上げていきたいというふうに思つております。

そこでやらないければ、食料自給率を引き上げることができないんだということが歴史的教訓ではありますけれども、過去数十年間、先ほど申し上げたようないろいろな食生活の変化等によりまして自給率が下がり続けていたという現状があるわけでございます。

○中川国務大臣 今イギリスの例をお引きになりますか。大臣は、このことをどう受けとめていらっしゃいますか。

そこでやらないければ、食料自給率を引き上げることができないんだということが歴史的教訓ではありますけれども、過去数十年間、先ほど申し上げたようないろいろな食生活の変化等によりまして自給率が下がり続けていたという現状があるわけでございます。

そこでやらないければ、食料自給率を引き上げ paramString = "http://www.example.com/api/v1/data?param1=value1¶m2=value2";

の農業政策が必要になり、国際的合意、WTO農業協定に触れるおそれがあるからだらう、そういうことを書いています。私はそのとおりだと思います。農業生産の増大という国が責任を持つて実現する手段を持つことができないために、自給率向上についても専ら農業者だ、国民だと責任をそなうふうに転嫁して、そして逃げざるを得なくなつるわけであります。

私は、WTO協定の問題は次回の質問に譲ることにいたしますが、最後に、何よりも政府が食料自給率引き上げに對して極めて無責任な態度に終始している決定的な点は、この国会に対しても食料自給率の目標を提示していない、計画で示すからというだけで提示していなといふことです。言いかえれば、食料自給率を引き上げると条文にも書いていないし、数値も示されない。これまでこの出された法案が、本当に二十一世紀に展望を切り開き、農業者が喜びを持って農業に取り組み、消費者も真剣にそのことを支援していくようないふことを考へる、そういうことにならないわけであります。

私は、この点ではぜひとも、この審議を本当に

実のものにするために、国会に對して食料自

給率目標を提示していただきたいといふに思

いますが、大臣いかがですか。

○中川國務大臣

何を農業者の方がつくりたい

か、あるいはまた国民が何を食べたいか、これ

は、基本的にはその方々の自由なのが日本の体制

であります。

しかし、共通認識として、先ほど申し上げたよ

うなことを繰り返しませんけれども、そういうこ

とがあるので、生産者も、そういう自給率に役立

つようなインセンティブをいろいろと講じなが

ら、そういう方向に行つていただきたい、消費者

の方々にもそういうふうに行つていただきたいと

いうことで、これは義務規定でも何でもないのでありますけれども、それが必要である。それがな

ければ自給率の向上、維持ではなくて向上といふものにはつながつていかないわけでございます。

○前島委員

今度の農業基本法、三十八年ぶりの

強く求めたいと思いますが、最後に、委員長の御

答弁を求めて終わります。

○藤田(ス)委員

以上で終わります。

○鶴橋委員長

次に、前島秀行君。

○前島委員

新たな基本法をつくることでありますので

あるいは、もつとほつておけば低下をさらにしていくわけであります。

そういう意味で、我々としては、そういう言い方を何回も申し上げておるわけでございまして、ぜひともそういう面を御理解いただきながら、この法案について、きょうは初めてでござります。

議論の中で、先生もまたおっしゃりたいことがいっぱいあると思いますので、議論を深めさせていただきたいたいと思います。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

これから議論を大いに深めていきましょう。特に、

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにしても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つてます。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにしても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つてます。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにしても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つてます。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにしても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つてます。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにしても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つてます。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つてます。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つてます。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つてます。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つてます。

○鶴橋委員

最後にいたしますが、本当に

消費者の食生活の問題について、だれが食生活を

政策的に変えたのか、この点については、私は、

大臣と深く議論をしていきたいといふに思

います。

しかし、いずれにても、これだけの法案を提

出するなら、当然その目標をセットで示してく

る、それが政府の責任といふものじゃありません

か。○先だけで、自給率を引き上げるんだ、しか

し、そのためには国民の協力が要るんだ、そんな

ことを言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

言つて、その肝心かなめの裏づけを何にも

思つてますので、その二点だけ中心にお聞きをしたいと

思つて

れてきますね。その他、自給率を確保したり生産

ことですね。

にしていく、消費者に明らかにしていくというこ

部分があるということであれば、それは審議会と

を向上させるためには、生産組織のあり方だと
か、いろいろありますけれども、いわゆる基本的
な自合率の目標と主要作物の生産目標とその前

○高木政府委員 数字での記載を検討しております。

これが形式的なことを言えば内閣総理大臣の私が、合意を得られるし、信頼を得る形だろうと私は思います。

してさらに意見聴取を深めることもあり得ると思います。

提である農地の確保というものはセットといいましょうか、この三つがそろわない限りは、自給率を向上するとかどうのこうのといつても、私は、國民の理解も得られないだらうし、生産者に対する信頼性も確保できないだらう。この基本計画どいうものはまた、率直に言つて、現行基本法の二の舞になりはせぬのかという心配もなきにしもあらずなんです。

よつてこの基本計画の信頼性といふものが出てくるだろうな、私はこういうふうに思います。

次に、どうしても農政に対する国民的合意、支援を得るとのこと。この国民的合意と支援、理解、同時に生産者を中心とした側の計画に対する信頼性といふ二つが相伴つて初めて中身が出てくるし、生きたものになってくるだろう、そこに実現への半歩であると言ふべきである。

云々だ、こう言いますけれども、主管は当然農林省の姿勢によってこの方向は決まるだうと 思いますので、その辺のところの基本的な審議会に対する位置づけみたいなもの、どうそこのところを持つてないといふのを聞いておきたいと思います。

り、審議会の中で決められることでもございますが、私どもとしては、そういう審議会の実が上がるという方向で対応していきたいというふうに考えております。

○前島委員 やはりこういう政策作成過程だとかかる過程が今非常に大事であるということですので、私はぜひその辺のところは十分今後の問題として配慮してほしい。どんなに計画あるいは施設をつくるにしても、そこには必ず、ここから

そういう面で、最初にこの基本計画の中に何を書き込むのか。私は、先ほど言ったような数字を具体的に書くつもりなのかどうかということをひとつお聞きしたい。

効性も併せてくるだろうと私は思ひます。それに、この計画、具体的な施策を作成する過程での努力というのが私は非常に大事だらうなど。
率直に申し上げまして、先ほど私が言いましたように、やはり農政の一つの反省として、生産者側が独自に走つてしまつたという面はなきにしもあらずだろうなというふうに私は思ひます。すべ

まず、人選についてでござりますけれども、会話のありましたように、まさに各層各界の方々の参加を得る必要があるというふうに考えておりまして、農業生産者の方のみならず、食品産業の事業者、それから消費者、経済界あるいは地方公共団体といったような、それぞれの立場を代表する方々の御参加をいただく必要があるのでないではないかとお尋ねでござります。

農政をめぐらしても、何よりおがんじとこれがいい。農政といふものは絶対できるものではないだらう、こういうふうに思いますので、その点はぜひお願いをしたい。

それから大臣、ここで、この基本計画の位置づけ、存在というのが大きいわけなんで、先ほど言いました国民の合意だとか理解を得るために、国会との兼ね合いの問題、ここは非常に重要なだろう

設定ということを考えております。それから二番目に、品目別にどうかということをございますが、個別の主要品目につきまして生産努力目標を策定し、明示するということを考えております。具体的な品目は、今先生お話をありました米、麦、大豆、飼料作物あるいは畜産物、果樹、野菜、甘味資源作物、こういったものを想定いたしております。また、食料ではありませんけれども、花につきましても、近年、非常に農業経営上重要なものですございますので、それにつきましても目標を作成するということを検討いたしております。

てとは言いません。その過程の中での団体の対応を含めて、私はこれから生かすべき点があるだろうと。そういう中で、二十一世紀の農政の根幹となる基本計画を立てたり議論したりする過程の先ほど出ていた審議会のあり方というのも私は非常に大切だらうなど。

ですから、今までの基本法をつくる過程におけるさまざまな検討会とか審議会とは違つて、これは総理大臣の諮問という位置づけでありますから、相當重視しているな、私はこういうことはわかりますが、同時に、この審議会の位置づけとかということは、先ほど言った国民的合意と理解だ

かというふうに考えております。
それから、一番目の公開の問題ですが、まさに
に、平成七年の閣議決定に基づきまして、透明性の
の確保に努めるという運営をしていきたいと思つ
ております。

な、私はこういうふうに思います。国の責任といたること、あるいは政治の責任ということ、そして同時に国民の理解ということ、あるいは基本計画等々の信頼性ということをいろいろな角度からやっていく。そして、そのことがまた、これから日本の農政を考えたときに、従来はただ物をつくるというだけ。その視点だけではない、多面的な機能の点だとか、いろいろな国民的理 解を求めて農政を開拓していくかないと二十一世紀の農政が展開できない、あるいは生産者の所得も確保できないといいうさまざまな観点を考えると、この基本計画がそういう意味で国民的理 解を得るために、

それから三番目に、農地面積ということでござりますが、御指摘のとおり、品目別にどれだけつくるんだということの基礎になるわけでございまので、品目ごとの作付面積など、生産目標の達成に必要な指標として基本計画の中で明らかにしていく、こういう考え方でござります。

とか、あるいはこの基本計画の信頼性を確保する上で、審議会の構成の問題だとか、あるいは審議のあり方の問題として、例えば審議の状況を公開するとか、あるいは審議会が議論する過程でさまざまな国民的な意見を各階層から聞く、そのための公聴会の設定だとか参考人の招致だとかということを逐次やはり公開していく、国民の前に明らか

したいというふうに考えております。
それから三番目に、審議会の委員という方だけではなくて、審議会の場で幅広く足らざる部分について国民各層各界の意見を聞くということにつきましても、これも調査会では地方公聴会といううな形で意見を聞いた経過もござりますけれども、足らざるも、各界の代表ではありますけれども、足らざる

そういう面で、この基本計画、五年単位に国会で議論をする、国会で承認を得る、このことは私は非常に大切だろうな。お互に、やはりここのことろを国民の前で、審議会での議論もさること

ながら、国会という場でもつてお互いに議論する、そういうことが絶対に必要なような気がしますので。

確かに、それぞれの役所といいましょうか、それぞれの政策の基本計画というのは大体事務レベルでやるということは一つのパターンですよね。しかし、この基本計画というのは、自給率の数字を出すというし、あるいは主要作物の生産目標を具体的に数字で出す。ということになってしまいますと、私は、従来あるさまざまな政策の中の基本計画とはちょっと基本的ニュアンスが違うのではないか。二十一世紀の日本の農政の文字どおりと、私は、従来あるさまざまな政策の中の根幹が描かれてくるだろうな。だとすると、事務当局だけで議論をするだけで済むんだろうか。政府の責任、政治の責任。

だから、私は先ほど、審議会の議論ももつと從来以上に大事にすべきであるし、最終的には国会で議論して承認して、お互いに責任を持ち合つて、いうことが非常に大切だろうな。そこまでやつたから、国民の皆さんも真剣に受けとめるだろうし、我々も含めて政治の責任ということが問われるだろうし、お互いに信頼というのも国内的にも国際的にも得てくるだろうな、こういうふうに私は思います。

したがいまして、従来の何か事業とか政策をやるときの政府が示す基本計画とは基本的に私は違いますので、五年に一度出し、見直しをすれば、自給率の数値目標も出すというこの基本計画は、国会で議論すべきではないか、承認を得るべきではないか、そういうふうに思いますが、その辺のところ、大臣としてどうでしようか。

基本計画というものが、農政の憲法ともいふべき新しい基本法において、まさにこの中の一番大事な部分といいましょうか、内容に近いといましようか、それに基づいて施策を実行していくことになるわけでござります。そういう意味で、非常にウエートとして高いということは私どもも十分に認識をしておるわけでございます。
したがいまして、先生が先ほど御指摘になりましたように、より開かれた形での審議会での説明等も経た上で公表するということになつておるわけでございますが、この基本法並びにこれに関連する実体法を国会で御承認いただいた後は、あとは国会に対しての責任を我々が負う立場で実施をさせていただくということで、重要性においては私も極めて重要な計画だというふうに思ひますけれども、これは当委員会を初めとする隨時の国会での御審議ということで、十分御審議をいただくことで、これは行政執行としての基本計画ということで、先生の、御承認とかいうことに閣では、議院内閣制の観点から申し上げますならば、最終的には、国会が最終、最高機関であり、そのもとに内閣があるわけでございまして、その内閣の一つの責務であり、常に審議をいただき、チェックをすることで進めさせていただくなことがよりスムーズではないのかなというふうに御理解をいただきたいと思います。
○前島委員 いわゆる基本法が本当に憲法的な存在であるなら、私は、この基本計画の全体の中の位置づけから見れば、この基本計画というのは具体的な法案という位置づけになるだらうと思いますよ。これ以上言いませんけれども、私は、承認もしくは最低でも国会で議論をする、そんな努力はぜひすべきだろうという点だけは指摘をしておきます。
それからもう一つ、私たちがこの基本法の中で重視しているのは、先ほどの同僚議員にもありましたように、国内の生産活動の位置づけなんです。

する意味で、需給動向と長期見通しというのは、これは当たり前のことだと思いますけれども、長期的に見ると、地球規模、世界的に見ると、食料の需給見通しというのは逼迫するんだろうな、こういう見通し。

それから、国内的需給動向を今まで振り返ってみると、やはり米の消費は減少した、そして農畜産物等々の消費は増加をした、あるいは大豆等々を原料とする油脂類の消費も増加をした、そういう基本的な動向という認識、この基本的な動向というものは今後も変わるものではないだろう、この認識。

それからもう一つ、この国内生産を重視する中で、絶対的に、前提としてお互いに確認しなくちゃいかぬのは、食料の安定供給に対する国民の認識といいましょうか期待というものが私は絶対に必要だと思います。それは、この食料に対する国民の認識、期待というのは、安定供給に対する絶対的信頼があるんだろうかどうか、国民の世論調査から見ると、ここは今の国民、消費者は不安を感じているというこの認識。そして、主要食料、特に主食なんかは多少割高であつても自給したいんだ、そういう食料の安全性という観点から、国民はそのことを期待している。

この基本的な世界の食料の逼迫する需給見通しと、国内の動向と、食料の安定供給に対する国民の認識、期待、これは大体こういうふうに基本的に認識してよろしくございますが、

○中川国務大臣 まず、国民が将来の食料と人々とのバランスからいって不安を持っているというデータが総理府の調査でござりますし、我々もそういう認識を持つております。

基本法の中で、安定的に食料を供給する、しかも国内生産を基本としている、この意味というのは、ある意味ではというか、非常に直接生命にかかわる問題でございまして、これについて、たしか二条と十九条だったと思いますが、平時と不測の事態とに分けてあるわけでございます。

では、不測の事態にどういうふうに供給ができる

かということにつきまして、どういう不測の事態なのか、国内だけの不測の事態なのか、あるいは海外における凶作とか、あるいは動乱とか戦争とかといったような事態、さらには途中の輸送段階の、例えば何とか海峡でちょっと危険な状態があるとかいう状態、しかも海外の状態が短期なのかと長期なのか、あるいはまた構造的な問題なのかも知れないいろいろな類型が考えられるわけでございます。

それに対してどういうふうに対応していくたらいいかということに関しては、海外の戦争絡みの不測の事態ということになりますと、これはもうとても農林省だけの問題ではない、政府全体が国民にいかに食料を安定供給させるかという問題になつてくるわけでございます。そういうことも含めまして、今省内で、どういう場合にはどういう対策が考えられるのか、あるいは考えなければならないのか、あるいは考えるべきかについて、具体的に検討をしておる最中ということをございます。

○前島委員 これからまだ何回となくその辺のところも議論しますけれども、私は、安定供給と国内生産の関係の議論の中で、一つやはり基本法農政、これは今までの農政の反省といいましょうか、そこから学ばなくちゃいかぬ点としてあるのは、消費者の国民の意向、動向と国内の生産活動はマッチしていだらうかということだと思いますね。私は、結果としてはマッチしていなかつた部分がかなりある、そのことがまた自給率を下げていったたという点ではないだろうかな、そんな観点もこの国内生産と安定供給との関係では重要視しなくちや、反省せにやいかぬ点だらうな、そういう観点が一つあります。

それから、安定供給と国内生産との関係の議論の中で、今大臣が言われるように、私たちも国内の安定供給をすべて国内生産でなんというつもりはないわけなんで、したがつて、国内生産と輸入と備蓄というものをどう組み合わせていくのかと、いう議論であることは、これは間違いないと思ひ

そういう意味で、もっと国民がわかりやすい、そしてまた農家も、実際に野菜も非常に大事なんです。それが入らない。この今のカロリーベースの自給率に入らないんですから、それではどうなのがという疑問も出てくるわけです。その辺についてお伺いします。

○高木政府委員 食料自給率の表示の仕方についてのお尋ねでございます。

御案内のように、これをあらわす指標をいたしましては大きく三つあります。金額ベース、重量ベース、カロリーベースというものがございまして、それに御指摘をいたいたような問題もあって、どれか一つで決定的ないあらわし方になるというものには、残念ながら現在なっておりません。

金額ベースで表すをするということになりますと、価格とか為替の変化が、実態のものとは、重量では同じなのにつれてくるとか、という問題が出てくるとか、内外価格差がある作物だと実態以上に大きく出てくるとか、そういう問題がございます。

それから、重量ベースということになりますと、これは畜産物と野菜の間を重さで比べてもウエートがうまくかみ合わないという問題もございまして、なかなか総合的にあらわすという点においては欠点があるかと思います。そこで、單一の物差しといたしましては、最も基礎的な栄養でありますエネルギー、カロリーに着目して、これで横断的に同じ物差しでそれぞれの食料を足し上げるという意味でのカロリーベースの指標を今用いているわけでございます。

ただ、今御指摘のありましたように、ビタミンなどかミネラルだと微量栄養素、こういうことになりますとカロリーでは出てまいりません。それらのもののウエートが、寄与度が自給率の算定上低く出るのではないかという点はまさに御指摘のとおりであります。しかし、それを共通してやる物差しとなりますと、まだ発明といいますか、うまいものができるていいというのが実情でござります。

います。

そこで、総合的に見た場合には、カロリーベースということで総合いたしまして、あと現実に基本計画の中では、品目別には重量ベース、重量であるかというふうに考えております。

○佐々木(洋)委員 表示についてはやはり両面でやつたらどうかというふうに考えております。

○佐々木(洋)委員 表示についてはやはり両面でやつた方が私はベターだと思いまして、ぜひ

そういうふうにお願いしたいと思います。

次に、時間がないのでちょっと簡単に聞きますが、価格政策についてございます。長期的に再

生産が可能な農業所得をやる、これは当然重要な課題なわけございますが、欧米諸国等々では、

生産費といいますか国際価格との差というものは、せいぜい二割前後だと思います。そういうことに見られるように、日本の場合は五倍も六倍もと

なるほど、不足払いとか所得補償という形の中

で財政支援によって再生産ができるような農業が

営まれるというふうに思ふんです。ところが、米

は、自主流通米を主体といたしまして、市場の機

能を生かした運営が行われているということござります。

一方では、国内で流通するお米につきましては、自主流通米を主体といたしまして、市場の機

能を生かした運営が行われているということござります。

一方では、国内で流通するお米につきましては、自主流通米を主体としての価格水準の安定を図ります。これは四月から関税措置へ移行し

たわけですけれども、国内の米生産に影響を及ぼさない水準に関税を設定しているということ

で、ミニマムアクセス分以外の輸入米がふえて国

内価格に影響を及ぼす、こういう事態になつて

いないわけでございます。

一方では、国内で流通するお米につきましては、自主流通米を主体としての価格水準の安定を図ります。これは四月から関税措置へ移行し

たわけですけれども、国内の米生産に影響を及ぼさない水準に關税を設定しているということ

で、ミニマムアクセス分以外の輸入米がふえて国

内価格に影響を及ぼす、こういう事態になつて

いないわけでございます。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○總務委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十分散会